

熊本市火の君文化ホール条例の一部改正について

熊本市火の君文化ホール条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市火の君文化ホール条例の一部を改正する条例

熊本市火の君文化ホール条例（平成22年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号及び第14条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第1中「基本セット付」を削る。

別表第2(1)冷暖房設備使用料の表を次のように改める。

(1) 冷暖房設備使用料

施設名	単位	使用料
ホール	1時間までごとに	(1) 冷房 3,000円
		(2) 暖房 2,500円
舞台のみ	1時間までごとに	500円
リハーサル室	1区分につき	200円

備考

- 1 1区分とは、別表第1に掲げる1使用時間区分とする。
- 2 リハーサル室の冷暖房設備の使用時間の延長又は繰上げは、1時間以内に限りできるものとし、その使用料については、50円とする。ただし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提出理由)

火の君文化ホールの使用料を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。